

広島地方最低賃金審議会
令和8年度 第2回
広島県最低賃金専門部会

令和8年8月4日（火）

広島労働局
広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年8月4日（火）13時30分～15時20分

2 場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

3 出席者

（公益代表委員）

岡田 行正

酒井 朋子

村上 恵子

（労働者代表委員）

佐崎 吉宏

林 秀彦

藤中 裕治

（使用者代表委員）

木村 康宏

蔵田 秀和

長谷川信男

（広島労働局）労働基準部長

矢野 総一郎

賃金室長

村上 勝彦

室長補佐

片山 恵美

賃金指導官

檀上 昌浩

4 議 事

（1）広島県最低賃金の改正決定について

（2）その他

【片山補佐】

ただ今から、第2回広島地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。

本日の専門部会委員の出席状況ですが、公益代表委員3名、労働者代表委員が3名、使用者代表委員が2名、合計8名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

木村委員は、所用により少し遅れられると承っております。

本専門部会は、1名の方が傍聴されています。傍聴される方は、遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本専門部会は原則公開としておりますが、広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程により、個人情報保護に支障がある場合、個人もしくは団体等の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合は、部会長判断により会議が非公開とされる場合があることをご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、村上部会長、以後の議事進行をお願い致します。

【村上部会長】

それでは、議事(1)「広島県最低賃金の改正決定」についての審議を始めます。
事務局から説明をお願いします。

【檀上指導官】

7月31日の第1回専門部会について、資料No.1「第1回専門部会議事要旨(案)」に取りまとめました。確認していただく前に、修正する箇所があります。「連合リビングウエッジ」を「連合リビングウェイジ」に、裏面の12行目の最後の箇所を「自主性を発揮することとされている」に、17行目「取引先との価格交渉、価格転嫁」に修正します。内容を確認していただけますでしょうか。

【村上部会長】

それでは少し時間を取りたいと思いますので、ご確認をお願いいたします。
議事要旨について、ご質問等ありますでしょうか。

(質疑なし)

不要な空欄がいくつか見受けられます。先ほどの修正点に加えて、その箇所についても修正をお願いできればと思います。

それでは、特にご質問はないということですので、次に進めていただければと思います。

【檀上指導官】

次に、資料 No. 2 「春季賃金引上げ妥結状況等（令和 8 年）」をご覧ください。

第 571 回本審で配付させていただいた資料に 2 点追記しましたので、追記した項目を説明いたします。

1 点目は経団連の中小企業の第 1 回集計結果です。引上げ額 12,083 円、引上げ率 4.20% で、昨年と比較し、引上げ額は上回り、引上げ率は下回りました。

2 点目は厚生労働省の「令和 8 年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」です。引上げ額 18,167 円、引上げ率 5.18% で、昨年と比較し、引上げ額、引上げ率ともに下回っています。

【村上部会長】

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ありますでしょうか。

(質疑なし)

事務局から、他の審議会の結審状況をお願いします。

【村上賃金室長】

昨日現在、他の地方最低賃金審議会において結審している状況はございませんでした。

以上でございます。

【村上部会長】

労使双方から、再度の意見表明をお願いしたいと思いますが、その前に各側の委員で協議される時間をお取りした方がよろしいでしょうか。

(労側は協議時間が必要。使側は必要なし。)

労側、何分間必要でしょうか。

それでは 10 分程度お取りしたいと思います。

事務局は別室へのご案内をお願いいたします。

(個別協議終了し、審議再開)

【村上部会長】

それでは、お戻りいただきましたし、木村委員もお越しくできましたので、審議を再開したいと思います。

それでは、改めての意見表明をお願いいたします。

まずは、労側からお願いできますでしょうか。

【藤中委員】

前回の意見表明から追加はありません。

【村上部会長】

ありがとうございます。前回からの追加はないということでございました。

それでは使側、意見表明をお願いいたします。

【長谷川委員】

少し長くなりますけれども、意見を述べさせていただければと思います。

まず、中央最低賃金審議会の答申、あるいは労働局長や労働基準部長からもお話がありましたように、最低賃金法第 9 条第 2 項の法定 3 要素、具体的には労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力について、データに基づいてしっかり議論を重ねることが重要であると、今回も改めて示されたところであります。

私も本当にここは大切だと思っております。

今回 B ランク 56 円という目安が示されている中で、まず、中央が法定 3 要素をどのように評価されたのかという点についても議論していきたいと思います。

まず、労働者の生計費についてです。

物価が引き続き上昇していること、また食料品など生活必需品の負担が大きいこ

とについては、使側も否定することはありません。

一方で、中央の公益委員見解で示された数字を前年と比較して見ると、状況はかなり変化していると思っております。

持家の帰属家賃を除く総合指数で見ると前年同期の 3.9%から 2.1%、頻繁に購入する物についても 4.2%から 1.2%、食料品も 6.4%から 4.3%、基礎的支出項目も 5.0%から 2.2%となっています。

1 か月に 1 回程度購入する品目も 6.7 から 2.3%ということを見ると、物価は上昇局面にありますが、いずれも昨年と比べるとかなり鈍化しているということです。

食料品は 4.3%と高いものの、その他の主要品目は 1%から 2%台になっています。

このような状況で、生計費の要素から 5%を超える引上げ水準をどのように評価するか、丁寧な議論が必要ではないかと考えています。

次に、労働者の賃金です。

賃上げの流れが続いていることは否定するものではありません。

連合の春季労使交渉の最終集計でも全体では 5.01%、中小では 4.69%。経団連の大手企業では 5.46%、中小企業では 4.2%程度という結果でありました。日商でも 4.29%と 3.56%です。

第 4 表をみても、①や②で 3.0%ですし、③でも 3.4%程度となっています。

やはり企業規模によって賃上げ率に開きがあることを、データのにもしかり見ていく必要があります。

この数値自体は、企業の収益、今後の運営、雇用維持などを踏まえて、労使が話し合って決めた結果であり、中小企業で 4%台、20 人以下では 3%台という賃金上昇の実態を考えると、賃金から見ても 5%の引上げが妥当なのか考える必要があると思っています。

3 点目は、通常の事業の賃金支払能力です。

中央の資料では、企業利益や一人当たり付加価値額について改善傾向が示されていると思います。

一方で、資本金 1,000 万円未満の企業では経常利益が 12.7%減少しています。

改善傾向とはいっても、減少傾向という状況にあるということです。

また、資本金 1,000 万円未満の企業の労働分配率は 81.5%であり、1,000 万円以上の企業の 61.4%と比較するとかなり高い水準です。

小規模企業では、付加価値の相当部分が既に人件費として配分されている実態があると理解されています。

さらに、最近特に問題となっている価格転嫁です。

コスト全体の価格転嫁率は 54.2%、労務費の価格転嫁率は 50%となっています。

結局、原材料費やエネルギー費、人件費が上昇しても、その全てを販売価格に転嫁できていません。

中央のデータで、「1 割～3 割しか価格転嫁できなかった企業」が 24.1%、「全くできなかった企業」が 16%存在すると、二極化についても分析されています。

令和 7 年の倒産件数は 1 万 300 件と 4 年連続で増加し、令和 8 年上半期の物価高倒産は 23.8%増となっています。

こうしたことを見ると、少なくとも中小企業については賃金支払能力が十分に改善しているとは言い難く、その評価については慎重であるべきと思います。

改めて法定 3 要素について発言しますと、生計費については、物価は上昇しているものの昨年より上昇率は鈍化していること、賃金についても賃上げの流れはあるものの、企業規模によって 3 % 台から 5 % 台まで開きがあること、支払能力についても改善を示す指標はあるが、利益が出ていない、労働分配率が高い、価格転嫁、倒産動向を見ると、中小・小規模事業者は大変厳しい状況が続いています。

中央の目安については、地方で審議する上で、重要な参考にするべきものであることは認識しております。

一方で、目安については意見の一致をみていない。

中央も、法定 3 要素について、しっかり公労使で丁寧に議論することが重要であると言われてしますので、この 3 点をしっかり議論しながら考えていきたいと思っています。

よろしく願いいたします。

【村上部会長】

ありがとうございました。

使側からは、法定 3 要素を基にしっかり議論していくことが重要であり、データ

を丁寧に見ながら公労使で話し合いを進めるべきであるとの意見表明をいただきました。

生計費、賃金、それから通常の事業の賃金支払能力については、最後に長谷川委員からまとめていただきましたが、生計費については、生活必需品の価格が上昇しているが、上昇率は鈍化していること、賃金については、賃上げの動きはあるものの、企業規模によって賃上げ率に差があるため、丁寧に見ていく必要があること、賃金支払能力についても、中小企業のデータを見ると、必ずしも十分な支払能力があるとは言い難いというご意見であったと思います。

今回、労側から新たな意見表明はありませんでしたが、ただいまの使側の意見表明を受けて、労側から何かご質問等はございますでしょうか。

(労側委員の意見なし)

それでは、この場で審議を続けましても、金額提示もない状況ですので、議論が進まないと思われます。

各側別室へ分かれていただき、公益委員がお伺いしてお話をさせていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、しばらくいたしましたら個別に伺わせていただきます。

事務局は、別室へのご案内をお願いいたします。

(公労、公使の協議が終了し、審議再開)

【村上部会長】

それでは、皆様お戻りいただきましたので、審議を再開いたします。

各側と協議をさせていただき、大変貴重なご意見をいろいろいただいたところでございます。ありがとうございました。

それでは、再度、金額提示も含めまして意見表明をしていただければと思います。労側お願いできますでしょうか。

【藤中委員】

ではまず、労側としての金額提示をしたいと思います。

これまでの審議会でも労側で大事にしてきました連合リビングウェイジの金額です。今年度の額としては1,180円ということで提示をさせていただきます。

この額は、広島県の単身成人で、自動車を保有していない場合に最低限必要な金額水準ということで、自動車を保有しない前提での試算であり、決して高すぎる水準ではないと考えております。金額提示としては1,180円です。

【村上部会長】

ありがとうございます。

連合リビングウェイジの試算をもとに、95円の引上げということで、1,180円という金額提示をいただきました。

では続きまして、使側から金額提示を含め、意見表明をお願いできますでしょうか。

【長谷川委員】

先ほども発言をさせていただきましたけれども、やはり法定3要素、いわゆる労働者の生計費、賃金、そして通常の事業の賃金支払能力、この3点について、目安額に到達するような数値根拠なのかなということを踏まえ、もう少し法定3要素のデータに基づいた議論をするべきと考えておりますので、現段階で金額提示は考えておりません。

【村上部会長】

ありがとうございます。

法定3要素をしっかりと見た上でということで、本日の金額提示はないというご発言でございました。

ということになりますと、本日はこれ以上審議を続けましても、議論の進展があるとは思われませんので、審議につきましては次回に持ち越したいと思います。

個別協議の中でいくつかご意見をいただいていたかと思います。それについて、事務局の方からまとめてご発言をいただくことは可能でしょうか。

【村上賃金室長】

ご説明をさせていただきます。

使側委員の皆様からのございでしたが、今回、目安額が示されております。この目安額を示すに至った根拠資料や、どのような考え方で今回の金額に至ったのかというところについて、できる限り詳細に分かることが望ましい、今後の審議においても必要であるとのことでしたので、この点につきましては、担当部署に確認をいたしまして、できる限り、こういった経過でどのように判断したのかという回答をいただくようにしたいと思います。

間に合いましたら、次回の専門部会でお示しできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【村上部会長】

事務局にはご負担をおかけしますが、根拠データをいただけるようであれば、出していただければと思います。

続きまして、議事(2)「その他」に移ります。

事務局より説明をお願いします。

【村上賃金室長】

次回、第3回専門部会の日程でございます。

先日、スケジュール案でお示しさせていただきましたとおり、8月10日午後を予定しておりますが、開始時刻は本日と同じ13時30分よろしいでしょうか。

【村上部会長】

それでは、第3回専門部会は8月10日13時30分開催となります。

次回結審しない場合は、第4回専門部会を開催することになりますので、事務局は準備をお願いいたします。

そのほか、何かご発言はありますでしょうか。

【佐崎委員】

今日の資料にもありましたように、今回の春闘の賃上げ率を見ますと、昨年と比べて賃上げ率は下がっているという状況ではありますが、労側として見ておかなけ

ればいけない点として、やはり年収を見ていく必要があるのかなと思います。

組織労働者については、ベースアップとは別に定期昇給、それから年間一時金もございます。

年間一時金の金額を具体的に申しますと、中小組合の 2025 年は 1,217,914 円、2026 年は 1,279,301 円と、前年比では増加しております。

また、月数ベースで見ても、2025 年は 4.28 か月、それに対して 2026 年は 4.33 か月ということで、一時金については昨年より上がっている状況です。

賃上げのベースアップだけではなく、組織労働者についてはほかの収入があるという点もございますので、次回以降の審議においては、その辺りも踏まえて審議に向き合っていきたいと思っております。

以上です。

【村上部会長】

ありがとうございます。

年収ベースで見ること、一時金についてもきちんと見ていくことについて、ご意見をいただきました。

ほかにございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

【村上賃金室長】

特にございません。

【村上部会長】

それでは、次回の専門部会も公開といたします。

それでは、これをもちまして第 2 回広島県最低賃金専門部会を閉会といたします。

皆様、お疲れ様でした。